掲示期間　9.30 - 10.9

新潟市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和　８　年　９　月３０日

新潟市長　中原八一

新潟市規則第４６号

新潟市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

新潟市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（令和８年新潟市規則第４２号）の一部を次のように改正する。

別表に１表を加える改正規定を次のように改める。

別表に次の１表を加える。

別表第３（第１１条関係）

広告物等の種類	区分	特別区域のうち古町花街地区新道ゾーンにおける基準
（１）　条例第１０条第１項第４号に掲げる広告物等	表示個数	１施設又は１物件につき１個
	表示面積	ア　０．５平方メートル以内 イ　表示の方向から見た場合における当該施設又は当該物件の外郭線内を１平面とみなしたものの大きさの２０分の１以内
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
（２）　条例第１０条第２項第１号に掲げる広告物等	表示個数（簡易広告物に係るものを除く。）	１営業所等につき５個以内
	表示個数（簡易広告物に係るものに限る。）	１営業所等につき１０個以内

	表示面積（簡易広告物に係るものを除く。）	合計１平方メートル以内	
	道路への突出幅	１メートル以内	
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	
（３）　条例第１０条第２項第２号に掲げる広告物等	表示個数	１団の土地又は１物件につき２個以内	
	表示面積	合計１平方メートル以内	
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	
（４）　条例第１０条第２項第３号に掲げる広告物等	表示期間	工事中に限り表示されるものであること。	
	その他	ア　一般の宣伝の用に供されていないこと。 イ　けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。	
（５）　条例第１０条第３項に掲げる広告物等	表示面積	１平方メートル以内	
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。	
（６）　条例第１０条第５項第１号に掲げる広告物等		景観重要建造物及び景観重要樹木における基準	景観重要建造物及び景観重要樹木以外における基準
	表示面積	１物件につき５平方メートル以内	－

	その他	ア　けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。 イ　当該建造物及び樹木と調和したものであること。	けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。